

# おやまブランドセレクション 募集案内

## 【応募期間】

<自薦> 令和6年7月1日(月)～8月30日(金)

<他薦> 令和6年7月1日(月)～7月31日(水)

小山市 総合政策部 まちの魅力推進課

## 1 およまブランドセレクション認定制度とは

小山市の魅力を市内外に発信し、本市の知名度向上と地域経済の活性化及び誘客の促進を図るため、豊かな自然と高い技術のもとに生み出される産品等の中から「市民が選ぶ」市民が自慢できる、小山の誇れる特に優れた産品等を「およまブランドセレクション」として認定する制度です。

## 2 募集内容

### (1)募集対象

次の部門(①食品部門 ②ものづくり部門 ③キャラクター部門)のいずれかに該当する産品等が対象となります。

#### ①食品部門

本市を代表する自慢できる食品として、お土産や贈り物として本市の魅力を市内外へ発信できる食品であり、下記 a,b に該当するもの。

a	本市内で生産・製造・加工のいずれかがされている安全な商品。
b	本市内で販売されている商品。

#### ②ものづくり部門

本市を代表する自慢できる製品として、お土産や贈り物として本市の魅力を市内外へ発信できる製品であり、下記 a,b に加えて、c,d,e のいずれかに該当するもの。

a	本市内で生産・製造・加工のいずれかがされている安全な商品。
b	本市内で販売されている商品。
c	国や県・市の伝統工芸(有形・無形文化財)になっているもの。
d	小山市内に工場・もしくは本社機能を有していること。
e	優れた技術、先端技術の製品であること。

#### ③キャラクター部門

下記 a,b に該当するもの。

a	小山市のアピール、応援活動を行うキャラクター(着ぐるみ)。
b	本市内に拠点をおき、活動実績があるもの。

※活動等については、認定後、詳細を協議させていただきます。

## (2)申請資格

### 【自薦の場合】

次のすべての要件を満たしている法人その他の団体及び個人。

- ①小山市内で直接消費者に販売実績を持つ事業所であり、各種法令に則り、商品の生産、製造、販売、営業等に関し、必要な許認可等を取得していること。
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく許可又は届出の対象となる営業である事業を営んでいないこと。
- ③小山市暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第6条第1項に規定する密接関係者に該当しない者。
- ④市税(小山市税条例(昭和29年条例第7号)第3条に掲げる税目をいう。)を滞納していないこと。(市内の個人・法人)
- ⑤商品の生産、製造、販売等に関し、第三者の産業財産権等に損害を与えるものでないこと。

### 【他薦の場合】

市内に居住し、若しくは在勤する者又は事業者。

## 3 申請方法

### (1)募集期間

**令和6年7月1日(月)～8月30日(金)必着**

＜他薦＞令和6年7月1日(月)～7月31日(水)

(2)次の書類に必要事項を記入の上、関係書類を添えて、小山市役所まちの魅力推進課へご提出ください。

### 【自薦の場合】

**募集締切:令和6年8月30日(金)17時必着**

①1事業者あたり1件まで応募可能です。

※他薦により2件以上となった場合、その中から1件を選んでいただきます。

②申請に必要な書類については、市ホームページからダウンロードできます。

③提出書類は、以下の区分・提出形態に基づき、ご提出ください。

- ・紙での提出 → 郵送 または 持参
- ・データ提出 → 市ホームページ内専用フォーム

<必要書類>

No.	提出書類	提出形態	
		紙 (郵送か持参)	データ (専用フォーム)
1	おやまブランドセレクション認定申請書(様式第1号)	○ (どちらでの形態でも可)	
2	誓約書兼同意書(様式第1号別紙) ※市外に住所を有する個人、法人、法人以外の団体の申請者は、市区町村税の納税証明書を添付	○ (どちらでの形態でも可)	
3	申請商品の写真データ	-	○
4	申請品の概要・特長が分かる書類(商品特長が示されたカタログ、パンフレットなど)等、その商品について紹介できるもの	○ (どちらでの形態でも可)	
5	【法人】 定款その他これに準ずるもの	○	-
6	【法人】 当該法人の登記事項証明書のコピー等を添付	○	-
7	【法人以外の団体】 規約その他これに類する書類	○	-

《注意事項》

- ◎審査は申請書類に基づいて行いますので、できるだけ簡潔・明瞭にご記入ください。
- ◎提出いただいた書類等は返却いたしません。
- ◎必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

【他薦の場合】

募集締切:令和6年7月31日(水)

①1人1回限り1件まで応募可能です。

※応募数の多寡によって認定を行うものではありません。

②「おやまブランドセレクション認定推薦書(様式第2号)」に必要事項を記入の上、郵送、

FAX、持参または専用フォームから応募してください。

※推薦書は市ホームページよりダウンロードできます。

<他薦商品の事業者参加意向の確認>

他薦商品については当該事業者が推薦があった旨を報告し、認定審査への参加意向を確認。

参加の場合・・・自薦同様に申請様式の提出を求める。

※当該推薦されたものが明らかに認定対象外である場合は、この限りではありません。

※推薦に関しては、当該事業者の申請の意思を確認するものとし、エントリーされない場合もあります。

### (3)その他

①申請料は無料ですが、申請に要する費用(書類作成、通信運搬等)は申請者・推薦者の負担となります。

②提出書類等の記載内容については、目的外には使用いたしません。

## 4 審査について

### (1)審査方法

「おやまブランドセレクション」の認定品は、次の審査を経て、市長が決定します。

①1次審査(書類審査) :提出書類の内容(対象商品及び申請資格等)について審査。

②1次審査(市民等投票) :書類審査を通過した製品について市民等投票の実施。

③2次審査(協議会審査) :一次審査(書類審査及び市民等投票)の結果を踏まえ、小山ブランド創生協議会による審査。

### (2)審査項目

次の4つの認定基準により審査を行います。

認定の基準	内容
地域性(小山らしさ)	市民に親しまれていると思う具体的な利用実例がある。 など
独自性・創造性	コンセプトが独創的でアイデアに富んでいる。 など
信頼性・安全性	味、デザイン、機能性等に優れ、他に誇れる高い品質を持ったものである。 など
市場性・将来性	品質と価格のバランスが適切である。 など

## 5 認定期間について

5年間 (令和7年4月1日～令和12年3月31日)

## 6 認定によるメリット

- (1)おやまブランドセレクション認定証の交付
- (2)おやまブランドセレクションロゴマークの使用許可
- (3)「おやまブランドセレクションシール」の交付
- (4)おやまブランドセレクション認定品冊子の作成、配布による PR
- (5)市ホームページ、市公式 SNS、おーラジ、広報紙等による PR
- (6)市が参加する物産展やプロモーション活動時における優先的展示・PR
- (7)市所有ショーケースでの展示 など

## 7 スケジュール

項目	実施時期
募集開始	令和6年7月1日(月)
募集締切(他薦)	令和6年7月31日(水)
募集締切(自薦)	令和6年8月30日(金) 17時必着
1次審査(書類審査)	令和6年9月上旬～9月下旬
1次審査(市民等投票)	令和6年10月1日(火)～10月31日(木)
市民等投票結果発表	令和6年11月末頃
2次審査(協議会審査)	令和6年12月上旬～令和7年1月下旬
2次審査結果送付	令和7年2月中旬頃
認定結果公表	令和7年2月中旬頃
認定式	令和7年2月下旬頃

## 8 その他 注意事項

- (1)申請書類について、内容によっては追加で資料を要する場合があります。
- (2)審査の途中経過、審査内容及び審査結果に関するお問い合わせには一切応じかねます。
- (3)審査や認定後の広報等のために、商品を提供いただく場合があります。
- (4)おやまブランドセレクションとしてPRする場合、商品の権利や商品の内容について、事業者が責任をもって対応するものとします。
- (5)おやまブランドセレクションについて、商標登録や著作権、肖像権などに関して紛争が生じた場合は、当事者間で解決することとし、市は一切の責任を負いません。

(6)次のいずれかに該当する商品は、認定を取消すことがあります。

- ①認定を受ける要件又は資格を欠くに至ったとき。
- ②認定審査基準に適合しないと認められたとき。
- ③申請内容等に虚偽の記載があったとき。
- ④認定者による取消しの申し出があったとき。
- ⑤認定品の生産・製造若しくは販売等を1年以上中止し、又は廃止したとき。
- ⑥その他認定制度の運用に重大な支障を来す行為又は認定品の信頼を著しく損なう行為があったとき。

## 9 申請書提出先・お問合せ先

小山市役所 総合政策部 まちの魅力推進課 ふるさと応援係

〒323-8686 小山市中央町1-1-1 小山市役所本庁舎6階

T E L : 0285-22-9356

(土日祝を除く 8時30分~17時15分)

F A X : 0285-22-9546

Eメール : [d-promotion@city.oyama.tochigi.jp](mailto:d-promotion@city.oyama.tochigi.jp)